

令和5年第2回太子町議会臨時会（第503回町議会）会議録

令和5年5月12日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 議長の選挙

.....

追 加 議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 副議長の選挙
- 7 常任委員会委員の選任
- 8 議会運営委員会委員の選任
- 9 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 10 西はりま消防組合議会議員の選挙
- 11 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 1 議長の選挙

.....

- 1 議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 副議長の選挙
- 7 常任委員会委員の選任
- 8 議会運営委員会委員の選任
- 9 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 10 西はりま消防組合議会議員の選挙
- 11 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第1 発議第2号 広報広聴委員会の設置について

追加日程第2 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	14 番	清 原 良 典

15番 松浦崇志

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 田中秀彦 書記 蛭井のり子
書記 竹田早紀

説明のため出席した者の職氏名

町長 沖汐守彦 副町長 榮藤雅雄
教育長 糸井香代子 総務部長 森田好紀
生活福祉部長 嶋津一弥 経済建設部長 松谷真利
教育次長 森文彰 財政課長 佐々木信人
監査委員 村瀬敏紀

○議会事務局長（田中秀彦） 皆さん、おはようございます。

本日招集されました臨時会は、一般選挙後最初の議会でございますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で、玉田晶久議員が年長者でございますので、御紹介申し上げます。

玉田晶久議員、よろしくお願いいたします。

~~~~~

臨時議長挨拶

○臨時議長（玉田晶久） ただいま紹介されました玉田晶久でございます。

本日招集されました令和5年第2回臨時会（第503回町議会）の開会に当たり、ただいま事務局長の紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行うことになりました。もとより議長選挙までの限られた期間ではありますが、議員各位の御協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。何とぞ格段の御支援を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

開会に先立ち、町長より御挨拶があります。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 皆さん、おはようございます。

風薫る新緑の本日、新しく選ばれました議員の皆様をお迎えしまして、令和5年第2回太子町議会臨時会（第503回町議会）が開会されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、4月23日に執行されました太子町議会議員選挙におきまして、めでたく御当選の栄誉を得られましたこと、町政伸展のために誠に御同慶に堪えない次第であります。本当におめでとうございます。

さて、猛威を振りました新型コロナウイルス感染症も法律上の位置づけが2類から5類に変更されましたが、非常に感染力が強いため油断は禁物であろうと考えております。そのため、感染防止対策を継続しつつ、ポストコロナ社会の構築に向けまして、町民の皆様、町議会の皆様と連携協力をしながら、“和のまち太子”の創造に向けて全力で取り組む所存でございます。何とぞ議員各位の温かい御理解をいただき、太子町の進むべき方向に向かいまして格別の御支援、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

本日の臨時議会におきましては、監査委員の選任につき同意を求める人事案件につきまして御審議をお願いするものであります。案件の内容等につきましては後ほど説明をさせていただきますので、何とぞ慎重なる御審議を賜り、御同意賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

~~~~~

(開会 午前10時04分)

○臨時議長(玉田晶久) 町長の挨拶は終わりました。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第2回太子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席はただいま御着席の議席といたします。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議長の選挙

○臨時議長(玉田晶久) 日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(玉田晶久) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(玉田晶久) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に松浦崇志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました松浦崇志議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(玉田晶久) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松浦崇志議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松浦崇志議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

松浦崇志議員、登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

○議長(松浦崇志) 就任に際しまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび議員各位の御推挙を賜り、太子町議会議長に就任させていただくことになりましたことは、誠に身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。同時に、その職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

令和5年5月8日、新型コロナウイルスの感染症法における位置づけが2類から5類に移行し、社会は本格的なアフターコロナへとステージを移します。

また、当町におきましては昨年、聖徳太子没後1400年を迎え、本年は次の100年、聖徳太子没後1500年へ向けたまちづくりの新たなステージ、確かな礎を築く年として位置づけられています。聖徳太子の残された和の心をまちづくりに今まで以上に生かせるよう、そして“和のまち太子”の歩みを強く踏み出せるよう、議会と行政当局が車の両輪となってそれぞれの使命を全うし、これまで以上に努力を重ねていきたいと考えております。

皆様のお力添えをいただきながら、微力ではございますが公平かつ円滑、そして町民の負託に応えられる機能する議会運営を図り、太子町のますますの発展と町民福祉の向上のために邁進する所存でございます。

議員各位並びに当局の皆様におかれましては、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、意を尽くしませんが就任の御挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（玉田晶久） 議長のお挨拶は終わりました。

以上で臨時議長としての職務が終了いたしました。

臨時会冒頭における重責を無事遂行できましたことは、これひとえに議員各位の御協力によるものと心から感謝申し上げる次第でございます。一言お礼を申し上げまして、議長と議長席を交代いたします。ありがとうございました。

松浦崇志議長、議長席にお着き願います。

ここでしばらく休憩します。

（休憩 午前10時09分）

（再開 午前10時10分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 議席の指定

○議長（松浦崇志） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（松浦崇志） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、吉田智子議員、山本順久議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第3 会期の決定

○議長（松浦崇志） 日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、令和5年第1回定例会において議決され、その取扱いを議長に一任されておりました「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書につきましては、議決後、直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので、御了承願います。

次に、本日町長から議案等1件が提出されました。したがって、議案等はその件名をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和4年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第5、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、3月27日、4月3日、4月10日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

~~~~~

日程第6 副議長の選挙

○議長（松浦崇志） 日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法においては、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に清原良典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました清原良典議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清原良典議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました清原良典議員が議場におられますので、本席から会議規則第

33条第2項の規定により当選の告知をします。

清原良典議員、登壇の上、御挨拶をお願いします。

○副議長（清原良典） おはようございます。

このたび皆様の御支持を賜りまして、副議長に就任させていただくことになりました。皆様の知恵と御協力をお借りしながら、私自身もさらなる研さんを深め、議長を補佐し、太子町の発展と町民の負託に応えていけるよう頑張りたいと思います。どうぞ今後とも皆様の御支援、御協力をよろしく願いを申し上げまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいいたします。

○議長（松浦崇志） 副議長の挨拶が終わりました。

~~~~~

#### 日程第7 常任委員会委員の選任

○議長（松浦崇志） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（田中秀彦） 敬称は略させていただきます。

総務経済建設常任委員会委員に中島貞次、北川嘉明、首藤佳隆、藤澤元之介、玉田正典、玉田晶久、吉田智子、以上7名。

福祉文教常任委員会委員に清原良典、堀卓史、中藪清志、森田哲夫、出原賢治、桑名幸夫、山本順久、以上7名。

○議長（松浦崇志） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に各委員会において互選をお願いします。

ここでしばらく休憩をします。

（休憩 午前10時18分）

（再開 午前10時18分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告します。

総務経済建設常任委員会委員長に玉田正典議員、副委員長に吉田智子議員、福祉文教常任委員会委員長に森田哲夫議員、副委員長に山本順久議員、以上4名が委員会で互選されました。

以上で報告は終わりました。

~~~~~

日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（松浦崇志） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りま

した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議長(田中秀彦) 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に清原良典、首藤佳隆、中薮清志、森田哲夫、出原賢治、玉田晶久、以上6名でございます。

○議長(松浦崇志) 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に互選をお願いします。

ここでしばらく休憩をします。

(休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時20分)

○議長(松浦崇志) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告します。

委員長に出原賢治議員、副委員長に森田哲夫議員が委員会で互選されました。

以上で報告は終わりました。

~~~~~

#### 日程第9 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長(松浦崇志) 日程第9、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に堀卓史議員、中薮清志議員、出原賢治議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました堀卓史議員、中薮清志議員、出原賢治議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました堀卓史議員、中薮清志議員、出原賢治議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました堀卓史議員、中薮清志議員、出原賢治議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

堀卓史議員。

○堀 卓史議員 お引受けいたします。

○議長(松浦崇志) 中薮清志議員。

○中薮清志議員 はい、お引受けいたします。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 はい、お引受けいたします。

~~~~~

日程第10 西はりま消防組合議会議員の選挙

○議長（松浦崇志） 日程第10、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

西はりま消防組合議会議員に中島貞次議員、森田哲夫議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中島貞次議員、森田哲夫議員を西はりま消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中島貞次議員、森田哲夫議員が西はりま消防組合議会議員に当選されました。

ただいま西はりま消防組合議会議員に当選されました中島貞次議員、森田哲夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 はい、お引受けいたします。

○議長（松浦崇志） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 はい、お引受けいたします。

~~~~~

#### 日程第11 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松浦崇志） 日程第11、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、桑名幸夫議員の退場を求めます。

（桑名幸夫議員 退場）

○議長（松浦崇志） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

このたび監査委員の選任同意につきましては、議員の任期満了に伴い、新たに議員の中から選

任するものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町東南144番地に在住の桑名幸夫氏であります。生年月日は昭和34年7月6日生まれ、満63歳でございます。任期は議員の任期と同様、令和9年4月29日までであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので投票によるところでありますが、既に御相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第2号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

（桑名幸夫議員 入場）

○議長（松浦崇志） ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時28分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

広報広聴委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。広報広聴委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第2号 広報広聴委員会の設置について

○議長（松浦崇志） 追加日程第1、発議第2号広報広聴委員会の設置についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して、出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、広報広聴委員会の設置について、議案の提出理由を述べさせていただきます。

地方自治法第115条の趣旨にのっとり、太子町議会広報を発行する等、議会活動を多様な媒体を通じて住民へ情報提供を行い、併せて住民の多様な意見を把握して議会独自の政策提言や政策提案に取り組むことにより、民意の町政への反映を図ることを目的に設置するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松浦崇志） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいでしょうか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 賛成全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました広報広聴委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、清原良典議員、森田哲夫議員、出原賢治議員、玉田晶久議員、山本順久議員、吉田智子議員、以上6名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6人の議員を広報広聴委員会の委員に選任することに決定しました。

広報広聴委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていきますので、休憩中に互選をお願いします。

ここでしばらく休憩をします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時32分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、広報広聴委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告します。

委員長に吉田智子議員、副委員長に出原賢治議員が委員会で互選されました。

以上で報告は終わりました。

ここでしばらく休憩をします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時33分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にすることに決定しました。

~~~~~

## 追加日程第2 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（松浦崇志） 追加日程第2、議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

議会運営委員会等の所管事務調査について、委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、議会運営委員会委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回太子町議会臨時会を閉会します。

（閉会 午前10時34分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、令和5年第2回臨時会に付議されました案件の全てを議了し、閉会の宣告ができましたことは誠に喜びに堪えないところでございます。

このたびの臨時会は、一般選挙後初議会であり、議会役員の選任等議決機関としての組織づくりと共に人事案件を含む議案について、それぞれ終始熱心に御審議を賜りました。議員各位の御精励によりまして、ここに滞りなく審議、審査、調査等の議会の機能の執行体制が整いましたことは町政のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対して、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

さて、昨今の地方議会は全国的に有権者がその存在意義を感じにくく、本当に必要なのかとの声さえある大変厳しい状況であり、今後はますます議会に課せられた役割と責任の重大さを改めて認識するとともに、良識の府の構成員としての常に自重自戒し、一致協力の下、議会権能の一層の充実強化と円満な運営に努め、3万4,000町民の負託に応えなければならないものと痛感するものであります。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となってまいります。議員各位におかれましてはこの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

町長。

~~~~~

### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 私のほうからも、令和5年第2回太子町議会臨時会（第503回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、監査委員の選任につきまして同意を求める人事案件に同意いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

また、新しく選任されました議長、副議長、監査委員、各常任委員会委員の皆様におかれまし

ては、健康に留意され、今後ますます御活躍いただくことを祈念を申し上げたいと思います。

これから日一日と暑さが増す頃となりますが、議員各位におかれましては健康に十分御留意をいただき、町行政のさらなる充実、発展に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、臨時町議会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会臨時議長 玉 田 晶 久

太子町議会議長 松 浦 崇 志

署名 議員 吉 田 智 子

署名 議員 山 本 順 久